



マイナンバー 社会保障・税番号制度

第1回(8月号)

「マイナンバー制度って、
何が始まるの？」

10月から国民一人ひとりにマイナンバー(個人番号)が通知されます。
マイナンバーは長期に渡り使うものなので、大切にしてください。

Q.マイナンバーとは？

- ・日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号です。
- ・国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。

Q.どんなときに使うの？

- ・社会保障、税、災害対策の分野の手続きで、申請書などへのマイナンバーの記載が必要となります。
- ・事業主は従業員のマイナンバーの提示を受けて、税や社会保険の手続きを行うことになります。

Q.何のための制度なの？

- ・所得の把握、行政サービスの受給状況の確認に使用し、行政事務を効率化します。
- ・負担を不当に免れることや、不正な受給を防止します。
- ・行政手続きを簡素化することにより、添付する書類が減ります。

Q.準備に何をすればいいの？

- ・住民票の住所に通知カードを郵送します。住民票の住所では郵便が届かない方、住民票と異なるところに
お住まいの方は、市役所、支所で手続きしてください。
- ・事業者は、平成28年1月までに、新制度に対応するシステム等の整備や、従業員のマイナンバーを収集
する準備をしてください。

<マイナンバー制度の問い合わせ>

☎ 0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル [有料])

平日 9:30 ~ 17:30 (土日祝日・年末年始を除く)

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応は

☎ 0570-20-0291 まで

※一部 IP 電話等でつながらない場合は

☎ 050-3816-9405 まで

<市役所への問い合わせ>

【受付時間】 平日 9:00 ~ 17:30 (土日祝日・年末年始を除く)

・通知カード、個人番号カードに関すること

→市民課 ☎ 958-1111 (内線 1670)

・マイナンバー、情報セキュリティへの取り組みに関すること

→情報政策課 ☎ 958-1111 (内線 4751)

一次予告一

第2回(9月号) 個人情報を守られるの？

第3回(10月号) 個人番号カードは何かできるの？

ーこれからの制度の実施予定ー

● 10月から

マイナンバーの通知(住民票の住所へ世帯ごとに届きます。)

● 平成28年1月から

マイナンバーの利用開始、個人番号カードの発行開始(行政手
続きでの利用が始まります。)

● 平成29年1月から

マイナポータルの運用開始(自分の情報がいつ、誰が、なぜ提
供されたか確認できます。)

● 平成29年7月から

地方公共団体等も含めた情報連携開始(市町村をまたがる情報
が集約できます。)

→詳しくはこちらをご覧ください

■マイナンバー(社会保障・税番号制度)

ー内閣官房のウェブサイトー



こちらの QR
コードからアクセスで
きます。 → → → →



内閣官房
Cabinet Secretariat

○マイナンバー制度のお問い合わせ ☎0570-20-0178まで

文字サイズの変更 小 中 大

マイナンバー 社会保障・税番号制度

国民生活を支える社会的基盤として、
社会保障・税番号制度を導入します。



マイナンバー



トップページ 社会保障・税番号制度とは 事業者のみなさまへ 地方公共団体のみなさまへ よくある質問(FAQ) 関係法令 個人情報の保護 過去の経緯